

條及第十七條中「内閣統計局長ヲ一統計局長ニ改ム

附則

本訓令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一條（内閣統計局長ニ關スル部分ヲ除ク）及第二條ノ改正規定ハ昭和十九年家計調査ヨリ之ヲ適用ス

厚生省人口局の昭和十八年度健民運動實施要綱の決定並に之に關する地方長官宛附帶通牒

皇國人口政策の根幹として特にその全國民的運動への展開を目標に昨昭和十七年以來實施せられた健民運動の昭和十八年度に於ける實施要綱は昭和十八年四月厚生省人口局に於いて決定を見、健民運動の強化徹底に關する件、部落會、町内會健民部の整備に關する件等と併せて各地方長官宛通牒を見るに到つたが、之を掲ぐれば左の如くである。

皇國人口政策の根幹として特にその全國民的運動への展開を目標に昨昭和十七年以來實施せられた健民運動の昭和十八年度に於ける實施要綱は昭和十八年四月厚生省人口局に於いて決定を見、健民運動の強化徹底に關する件、部落會、町内會健民部の整備に關する件等と併せて各地方長官宛通牒を見るに到つたが、之を掲ぐれば左の如くである。

昭和十八年度健民運動實施要綱

一、趣旨

大東亞戰爭を完遂し大東亞圈を建設して其の悠久にして健全なる發展を圖るは皇國の使命なり。之が目的達成の爲には、我が民族が永遠に發展すべき民族にして而かも大東亞圈の確立並に發展の指導者たるの矜持と責務とに對する國民的自覺を促すの要ありと共に、我が國人口の急激にして永續的なる發展増殖と其の資質の飛躍的向上とを圖ることにより戦力並に生産力の増強を企圖するの要切なるものあるを以て、茲に本運動を展開し聖戰目的完遂の一助たらしめんとす。

二、名稱

健民運動

三、期間

五月一日より五月十日に至る十日間を強調期間とし五月八日（大詔奉戴日）を以て最高潮に達する如く指導すること。尙之を契機として今後永續的運動たらしむること。

四、目標

皇國の使命達成は士風の昂揚を圖り、質實剛健なる生活體制を確立し、之を基底として皇國民族の量的及質的増強を期するを以て基本條件とするの認識を徹底せしめ、更に之を基本として國民的實踐に迄押し進めること。

五、實施要項

本運動の徹底を圖る爲特に

- 一 皇國民族精神の昂揚
 - 一 戰爭生活の徹底
 - 一 出生増加と結婚の奨励
 - 一 母子保健の徹底
 - 一 國民心身の錬成
 - 一 結核及性病の豫防撲滅
- に重點を置き地方の實情に即し時に應じ右の内適切なる事項を選択し各其の實踐強調に勉め以て實效を收むること。

六、實施方法

本運動實施に當りては左の諸點に留意すること。

- (一) 本運動を一時的運動たらしめず、永續的運動たらしむること。
- (二) 健民施策と有機的關連を保ちつつ着實なる實踐效果を擧ぐるに努むること。

踐效果を擧ぐるに努むること。

- (三) 國民生活の實情と腕み合せ宣傳方法、内容等に細心の注意を拂ひ苟くも逆效果を生ぜしめざるやう努むること。
- (四) 本運動を下より盛り上る國民運動として展開するため適切な實行計畫を樹つること。
- (五) 官廳、學校、會社、工場、産業團體、鍊成團體、保健衛生團體、醫療團體、厚生團體、婦人團體等相互連絡を密にし其の協力の下に夫々適切な實行計畫を樹て本運動の徹底を期すること。
- (六) 部落會、町内會等に於ても夫々の實行計畫を樹立し國民全般に本運動を徹底せしむること。
- (七) 大政翼贊會は關係機關及團體の連絡を圖り本運動の強力なる綜合的展開を推進すること。
- (八) 官廳、學校、會社、工場其の他各種團體に於ては本運動第一日を期し昭和十四年四月二十八日皇后陛下より賜はりたる結核豫防に關する令旨の捧讀を行ひ御趣旨の透徹を期すること。
- (九) 從來實施し來れる各種の健康増進に關する運動、兒童愛護運動等保健衛生、國民厚生を目的とする運動は健民運動の一環として之を行ふこと。
- (十) 前項に關し主要なる問題に付ては各地の實情に應じ本運動中に於て成るべく其の強調期日を豫め設定する等各種運動が競合に互らざるやう特に留意すること。

健民運動具體的事例

- 一、皇國民族精神の昂揚
皇國民族の永遠に發展すべき民族たるの自覺を鞏